

毛呂山町建設工事等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、毛呂山町が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査及び測量等の業務委託の競争入札を執行するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により定める最低制限価格を設定するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、次に定める入札とする(総合評価方式による入札を除く。)

- (1) 予定価格(税込)が3,000万円以上の建設工事に係る競争入札
- (2) 予定価格(税込)が1,000万円以上の業務委託のうち、建設工事に係る設計業務(複数の業務区分から構成される委託業務を含む。以下「建設工事に係る設計等の業務委託」という。)に係る競争入札

(建設工事における算出方法)

第3条 建設工事における最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、有価物売却費があるときは、合計額から有価物売却費を控除し、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格(税込)に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格(税抜)に10分の9.2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、予定価格(税込)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格(税抜)に10分の7.5を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(円未満切捨て)
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額(円未満切捨て)

2 町長が特別なものと認めた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格（税抜）に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、1,000円未満の端数を切り上げた額。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を最低制限価格とする。

（建設工事に係る設計等の業務委託における算出方法）

第4条 建設工事に係る設計等の業務委託における最低制限価格は、別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げるアからエまでの合計額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

(1) 測量業務及び地質調査業務以外の業務について、第1項の規定により算出した額が、予定価格（税込）に10分の8を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に10分の8を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、予定価格（税込）に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に10分の6を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額

(2) 測量業務について、第1項の規定により算出した額が、予定価格（税込）に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は予定価格（税抜）に10分の8.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、予定価格（税込）に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に10分の6を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額

(3) 地質調査業務について、第1項の規定により算出した額が、予定価格（税込）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に10分の8.5を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた額)に、予定価格(税込)に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格(税抜)に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額

2 複数の業種区分から構成される業務委託における最低制限価格は、前項の規定により算出した額を一括合算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特別なものと認めた場合は、予定価格(税抜)に10分の6から10分の8まで(測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が予定価格(税抜)に10分の6(地質調査業務にあつては3分の2)を乗じて得た額に満たない場合は、1,000円未満の端数を切り上げた額)に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を最低制限価格とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知したものについて適用し、この要領の施行の日の前日までに公告又は指名通知したものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

業務区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額